

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、橋本市長等から定期監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年3月31日

橋本市監査委員 瀧川 千秋

橋本市監査委員 花岡 孝治

(公 印 省 略)

定期監査等の結果に基づく措置状況

令和8年3月31日(報告)

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
地域振興室	<p>(1)「橋本市自治会運営委託」の委託契約書について、契約金額における支払回数が不明であるので、今後は明記されたい。 【令和6年度 第1次定期】</p>	<p>(1)「橋本市自治会運営委託」の令和7年度の委託契約書において、契約金額における支払回数を明記した。 なお、監査委員事務局から、委託契約伺いの起案時に見積書徴収省略についても記載するよう口頭で指摘があった為、令和7年度から起案時にその旨記載しています。 【令和7年5月14日 橋財第181号】</p>
総務課	<p>(1) 所管する団体の事務局が担当課にあり、「行政財産使用許可申請」が未申請である課等に申請を促し、市全体にも周知徹底されたい。(橋本市公有財産規則第13条参照) また、「橋本市事務局団体に係る行政財産使用許可手続の特例を定める規則」により、年度替わりに所定の手続きをすることで、再度の行政財産使用許可申請は不要であることを併せて通知されたい。 【令和6年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 令和7年1月7日付けで総務課長から各課あてに通知し、周知した。 【令和8年1月19日 橋財第1135号】</p>
	<p>(2) 令和2年4月1日付、民法の契約規則改正により標準契約書式は「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」と変更されているが、橋本市契約事務規則第32条第6号が改められていないので改正されたい。 【令和6年度 第1次定期】</p>	<p>(2) 令和7年1月31日開催の橋本市例規審査委員会に審査事項として諮り、改正を行った。 【令和8年1月19日 橋財第1135号】</p>
こども課	<p>(1) 保育所運営費保護者負担金について、滞納額が50万円(12か月分以上)を超える保護者が11名、この内サラリーマン平均給与409万円(国税庁HPより)以上の収入がある保護者は4名である。担当課において、納付相談や児童手当からの振替承諾等も進めているが、この保育所運営費保護者負担金は強制徴収公債権であり、悪質なケースについては財産調査等を行い、法的措置対応に取り組まされたい。 【平成26年度 第1次定期】</p>	<p>過去に行った分納誓約では、計画どおりに納付されていないものがあつたため、近年は分納誓約ではなく児童手当の充当を促しています。児童手当は、定期的に支給されるため、確実な納付を行うことが可能となりました。令和7年11月1日時点で児童手当充当の申出をしている者は7件であり、過年度滞納額は着実に減額しています。 また、催告に対する折り返しや相談がない者においては、税務課と協議を行い徴収業務の移管を行っています。令和6年度時点で9名を移管し、そのうち6名について一部不納欠損もありましたが完納しています。令和7年度は新たに2名の移管を行います。ご指摘いただいた内容の一覧表を作成し、債権徴収の進捗状況の明確化に努めております。 保護者との関係性の構築及び係内での徴収業務における共通認識のため、現年度と昨年度の未納については、こども課で対応していますが、確実な納付につながるよう児童手当の充当や関係課との連携を行い、利用者負担額の徴収率向上に努めます。 【令和8年3月12日 橋財第1312号】</p>
	<p>(1) 滞納繰越分保育所運営費保護者負担金について、分納納付及び税務課へ移管等、債権回収に取り組まれているところであるが、分納誓約どおり納付されていないものが散見される。引き続き、債権管理の強化をはかられたい。 【令和4年度 第1次定期】</p>	
	<p>(2) 滞納繰越分保育所運営費保護者負担金について、債権回収に取り組まれているものの、現状と今後の具体的な対策が不明瞭である。当初債権額、収入額、債権残額、分納状況、充当状況、債権徴収移管の進捗等を明確に示した一覧表を作成されたい。 【令和6年度 第2次定期】</p>	

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
こども課	<p>(1)「橋本市子ども手当の支給に関する規則」に代わり、平成28年4月1日から「橋本市児童手当事務処理規則」が施行されていることから、「橋本市子ども手当の支給に関する規則」については適用されることはないと考えられるため、廃止の手続きを行われたい。 【令和6年度 第2次定期】</p>	<p>(1)「橋本市子ども手当の支給に関する規則」については、廃止の手続きを行い、令和7年3月3日付、廃止する規則を公布済です。 【令和7年4月2日 橋財第1号】</p>
シティプロモーション課	<p>(1) 紀の川橋本SUMMERBALL実施事業補助金について、前年度340万円、本年度310万円繰越金がある。この状況から、必要額を検討し、繰越額を見直されたい。 【令和元年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 紀の川橋本SUMMERBALL実施事業補助金は、開催にかかる費用に充当されています。令和5年度の充当先については委託費（警備業務、産業廃棄物処理、準備・撤収業務）、電気設備工事費、会場設営費、放送音響設備、シャトル送迎費、保険費、安全対策費等です。なお、繰越金については、補助金が決定するまでのランニングコスト（携帯電話代等）、開催に向けての準備金や予備費として活用しており、令和5年度の繰越額は2,138,269円となっています。 事業の収入である市民・企業協賛金は、景気や経済状況に影響を受けるため安定的な確保が難しく、加えて近年の人件費や物価の高騰により事業支出額が増加しています。また、悪天候によるキャンセル費用等も予備費として考慮されています。 繰越金については、必要額を適切に管理し、繰越額が多額であると認められた場合には、次年度の市補助金の減額を検討する必要があると考えています。 【令和7年5月14日 橋財第181号】</p>
	<p>(1) 債務負担行為のない「観光案内所運営委託業務」契約について、契約日が前年度の日付となっていた。今後は契約事務に係る取り扱いを確認し、適切な事務処理に努められたい。 【令和6年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 令和6年度第2次定期監査で指摘のあった「観光案内所運営委託業務」契約について、契約事務の適正な取り扱いを確認の上、当該年度内の日付にて契約を締結したことを報告します。 【令和7年5月14日 橋財第181号】</p>
まちづくり課	<p>(1) 駐車場基金の積立金の内、定期預金利子の積立額が分かるように管理されたい。 【令和6年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 基金積立表に定期預金利子欄を設け、今後定期預金利子の積立額が分かるように管理していきます。 【令和7年4月2日 橋財第1号】</p>
消防本部	<p>(1)「水防ポンプ操作業務委託」について、積算根拠の労務単価が平成27年2月時点のものであった。最新の労務単価を確認し、積算金額の見直しを検討されたい。 【令和6年度 第1次定期】</p>	<p>(1) 今後は、当初の予算要求において最新の労務単価を適用し、「水防ポンプ操作業務委託料」を計上いたします。なお、令和8年度予算においても、最新の労務単価を用いて当該委託料を計上しております。 【令和8年2月3日 橋財第1179号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
生涯学習課	<p>(1) 現在、橋本市立児童館設置及び管理条例に定められている児童館は、はらだ子ども館・きしかみ子ども館・友愛児童館・名古屋児童館・大野児童館・浦の段児童館・伏原児童館・平山城児童館・青空児童館の9館であるが、児童館事業が行われていない児童館がある。廃止、移譲等検討し、速やかに条例を見直されたい。 【令和元年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 児童館事業が行われていない5館について、大野児童館は、公共施設等総合管理計画で管理方針が保持となっているため現状のままであるが、他の4館については、設置及び管理条例を廃止し普通財産とした。青空児童館及び平山城児童館は地元区の集会所として利用し、伏原児童館は解体済みであり、浦の段児童館は令和8年度に解体予定である。 【令和7年11月7日 橋教総第876号】</p>
	<p>(4) 児童館、子ども館、文化センター等が近隣に設置されている場合は、維持管理等の観点から、岸上文化センターのように併設も検討されたい。 【令和元年度 第2次定期】</p>	<p>(4) 児童館・子ども館は、児童福祉施設であり、主に大人が利用する文化センターとは、利用目的の違いがある。両施設を併設するには、地元区や関係団体との協議や理解が必要となり、現状、併設するのは困難である。しかし、建物の耐震化等の課題もあるため、今後は施設の統廃合を含めて検討していく必要があると考えている。 【令和7年11月21日 橋教総第942号】</p>
	<p>(5) 松林荘使用料について、現在は使用料金を徴収していないが、受益者負担の原則から今後、使用料徴収も検討されたい。 【令和元年度 第2次定期】</p>	<p>(5) 「松林荘」は公共施設等総合管理計画において廃止の方針とされており、新郷土資料館の建設に併せて、「旧郷土資料館」、「あさもよし歴史館」、「松林庵」とともに令和8年度中に解体する予定となっている。 また、現時点においても老朽化が激しいことから令和4年4月1日から現在まで貸し出し自体を実施しておらず、解体するまでに貸し出しを再開する見込みもない。 以上の理由から、松林荘の利用料徴収は行わないものとする。 【令和7年10月2日 橋教総第698号】</p>

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
中央公民館	<p>(1)【各地区公民館共通】</p> <p>各地区公民館の運営委員会への活動委託契約について、今後は委託料に消費税の有無を明記するとともに、委託期間における開始日も明記されたい。併せて、行政財産使用許可の手続きをとられたい。</p> <p>また、地区公民館運営委員会規約について、事務局規定のない公民館が散見されるので、規定に事務局条項を追記のうえ、事務局の所在を明らかにされたい。</p> <p>【令和5年度 第2次定期】</p>	<p>(1) 各地区公民館の運営委員会への活動委託契約について、委託料に消費税を明記し、委託期間における開始日も明記しました。</p> <p>令和6年4月1日付けで行政財産使用許可の手続きを完了しました。</p> <p>地区公民館運営委員会規約について、規定に事務局条項を追記し、事務局の所在を明記しました。</p> <p>【令和7年10月27日 橋教総第829号】</p>
	<p>(2)【紀見地区公民館・紀見北地区公民館・山田地区公民館】</p> <p>『橋本市ふる里よいところ探しナチュラルブレイク実行委員会』、『紀伊見峠「ふるさと展望」実行委員会』、『ふれあって！せいぶ実行委員会』への事業委託契約について、今後は委託料に消費税の有無を明記するとともに、委託期間における開始日の不明なものについても明記されたい。併せて行政財産使用許可の手続きをとられたい。</p> <p>また、『ふれあって！せいぶ実行委員会』については、規約または実施要項の作成を、『橋本市ふる里よいところ探しナチュラルブレイク実行委員会』については、実施要項に事務局条項を追記のうえ、事務局の所在を明らかにされたい。</p> <p>【令和5年度 第2次定期】</p>	<p>(2)『橋本市ふる里よいところ探しナチュラルブレイク実行委員会』、『紀伊見峠「ふるさと展望」実行委員会』、『ふれあって！せいぶ実行委員会』への事業委託契約について、委託料に消費税を明記し、委託期間における開始日も明記しました。</p> <p>令和6年4月1日付けで行政財産使用許可の手続きを完了しました。</p> <p>令和6年度中に、『ふれあって！せいぶ実行委員会』の規約と開催要項を作成しました。</p> <p>令和6年度中に、『橋本市ふる里よいところ探しナチュラルブレイク実行委員会』の開催要項に事務局条項を追記し、事務局の所在を明記しました。</p> <p>【令和7年10月27日 橋教総第829号】</p>
	<p>(3)【紀見地区公民館・橋本地区公民館】</p> <p>公民館サークル連絡協議会について、行政財産使用許可の手続きをとられたい。</p> <p>【令和5年度 第2次定期】</p>	<p>(3) 公民館サークル連絡協議会について、令和6年4月1日付けで行政財産使用許可の手続きを完了しました。</p> <p>【令和7年10月27日 橋教総第829号】</p>